

第1回愛がん動物用飼料委員会の概要

I 開催日時：平成20年8月7日 15:00～18:00（於：農水省会議室）

II 出席委員：別紙参照

III 主な意見等

1. 基準・規格の設定に関する基本的な考え方

(1) 基準・規格を設定する物質

- ①基準・規格は、科学的知見に基づいて設定すべきである。ただし、現状では何もない中、EU や米国などの既にペットフードの安全性に関する法規制を有する諸外国の基準・規格などを参考にして暫定的であってもなるべく早く基準値等を設定することが大切ではないか。
- ②ペットフード安全法の施行までの間に、すべての物質について基準値等を設定することは不可能であると思うが、来年以降も引き続き設定のための作業を進めていく必要がある。
- ③原料の安全性に関連して、製造方法に関する基準を設定するかどうかは、今後の検討課題の一つである。

(2) 添加物

- ①安全性に関して懸念される添加物に関しては、諸外国の例なども参考にして、ルールを作っていくべきではないか。
- ②EUや米国でも、ペットに対する健康影響を考慮し、使用上の上限値を設定している添加物がある。

(3) その他

- ①タマネギなどのように人に対しては問題はないが、ペットに対しては健康上の影響を示す物があり、タマネギなどによるペットの健康被害を防ぐためには、製造業者ではなく飼い主に正しい知識を持っていただくことが必要ではないか。
- ②飼い主によるペットフードの不適切な給与や取扱いなどにより、ペットへの健康上の問題が生じる可能性があることに留意する必要がある。
- ③過去のリコールがあった事例については、重要な情報だが、実際にペットに対する健康被害があったかどうかを確認する必要があるのではないか。

2. 表示事項

(1) 検討していくべき表示事項

- ①ペットフードの安全を確保するため、原材料名は表示すべきである。
- ②ペットフードの公正競争規約が改正され、本年12月までに添加物はすべて表示されることとなる。
- ③ペットフード安全法でも、製造に使用した添加物は全部表示すべきではないか。

(2) 原材料名の表示

- ①ペットフードの製造に使用した原材料は、原則としてすべて表示させるべきではないか。
- ②ペットフードの公正競争規約では、原料の使用量の多い順に表示することを規定しているが、使用量の順序はペットフードの安全性とは直接的な関係がなく、ペットフード安全法で規制する必要性は低い。
- ③原料の個別名を表示する方が望ましいが、ペットフードの場合は使用している原材料の種類が多いこともあり、類別表示も認める必要があるのではないか。具体的にどこまで認めるかについては、今後検討していく必要がある。

(3) その他

- ①製品が小さい場合、表示可能面積が限られてしまうため、食品などの例も参考にして特例を認めるべきではないか。
- ②表示に関するルールを変更した場合、ペットフード関連企業が対応するための経過期間が必要であり、適切な期間について、今後検討していくべきである。

3. 検査体制の確立

- ①検査のサンプリングについては、同じ種類の原料でもロットが違っていると、製品の成分組成に差が生じることも考慮しながら検討していく必要がある。
- ②ペットフードのサンプリングに関しては、食品検査における知見も参考にしながら考えていくべきではないか。

(別紙)

農業資材審議会 飼料分科会 安全性部会
愛がん動物用飼料委員会委員

氏 名	所 属 ・ 役 職 名
うえまつ ようこ 植松 洋子	東京都健康安全研究センター食品化学部食品 添加物研究科主任研究員（課長補佐）
おおき とみお 大木 富雄	日本ペット栄養学会理事
おおしま せいのおすけ 大島 誠之助	倉敷芸術科学大学非常勤講師
かどはやし ひでき 廉 林 秀規	東京都動物愛護相談センター多摩支所長
ふじい たつや 藤井 立哉	ペットフード工業会・技術安全委員会委員長
ほそいど たいせい 細井戸 大成	社団法人日本獣医師会理事
やの ひでお 矢野 秀雄	独立行政法人家畜改良センター理事長

(委員数 7名：50音順、敬称略)